

## 議案第86号

### 大阪市工業用水道施設運営事業に係る実施方針に関する条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、本市の工業用水道事業において使用する施設（以下「工業用水道施設」という。）の法第2条第6項に規定する運営等に関する事業（以下「工業用水道施設運営事業」という。）に係る法第5条第1項に規定する実施方針に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務の範囲)

第2条 大阪市水道局長（以下「局長」という。）は、次に掲げる工業用水道施設に係る業務について法第5条第1項に規定する実施方針を定め、当該実施方針（以下「本市実施方針」という。）に従い工業用水道施設運営事業に係る公共施設等運営権（法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定することができる。

- (1) 工業用水の供給に関する業務
- (2) 浄水場及び配水場の管理運営に関する業務
- (3) 管路の管理運営に関する業務
- (4) お客さまサービスに関する業務
- (5) 災害及び事故への対応に関する業務
- (6) その他局長が定める業務

(民間事業者の選定の手続)

第3条 局長は、工業用水道施設運営事業に係る公共施設等運営権を設定しようとするときは、当該公共施設等運営権の設定を受けることを希望する民間事業者を公募するものとする。

2 前項の規定による公募に応じて工業用水道施設運営事業に係る公共施設等運営権の設定を受けようとする民間事業者は、事業提案書その他企業管理規程で定める書類を局長に提出しなければならない。

3 局長は、前項の規定により提出された書類を次に掲げる基準に照らして審査し、最も適当であると認められる民間事業者を、工業用水道施設運営事業に係る公共施設等運営権の設定を受けるべきものとして選定する。

(1) 前項の規定により提出された書類に記載された提案の内容が、本市実施方針に従い前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施するために適切なものであること

(2) 前号の提案の内容を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること

4 局長は、前項の規定により選定した民間事業者に工業用水道施設の公共施設等運営権を設定したときは、その旨を公告するものとする。当該公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命じたときも、同様とする。

(運営等の基準)

第4条 工業用水道施設運営事業に係る公共施設等運営権の設定を受けた民間事業者（以下「運営権者」という。）は、大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第61号）第3条第2項第2号アに定める給水区域に係る工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第3条第2項の許可を受けなければならない。

2 運営権者は、本市における工業の健全な発展に向けて、自らの有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、工業用水の安定供給及び持続可能な事業経営が行われるよう、効率的に工業用水道施設運営事業を実施しなければならない。

(給水料)

第5条 運営権者は、工業用水道施設の利用に係る料金（以下「給水料」という。）を自らの収入として工業用水道施設の利用者（以下「利用者」という。）から收受するものとする。

2 給水料の額は、1月につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、運営権者が第4項の規定によりこの項及び次項の規定による給水料の額の算定方法と異なる給水料の額の算定方法を定めている場合であつて、利用者が当該算定方法を選択したときにおける給水料の額は、当該算定方法により算定した額とする。

(1) 1月の責任使用水量（運営権者が、あらかじめ、利用者が1月に使用することが見込まれる水量を確認し、当該水量を考慮して決定する水量をいう。以下同じ。）が30立方メートルを超える場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を合算した額

ア 責任使用水量に対する分 1立方メートルにつき35円

イ 超過流量（運営権者が定める時間における使用水量（以下「瞬間使用水量」という。）が当該時間当たりのその月の責任使用水量（以下「瞬間責任使用水量」という。）を超えた場合における当該瞬間使用水量のうち瞬間責任使用水量を超える部分をいう。）に対する分 1立方メートルにつき70円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を合算した額

ア 責任使用水量に対する分 1立方メートルにつき35円

イ 使用水量のうち責任使用水量を超える部分に対する分 1立方メートルにつき70円

3 1月の使用水量がその月の責任使用水量に満たない場合には、その月に当該責任使用水量を使用したものとみなして前項の規定を適用する。

4 運営権者は、収益性の向上又は経費の縮減が図られることにより、持続可能な事業経営に資すると見込まれる場合には、前2項の規定による給水料の額の算定方法と異なる給水料の額の算定方法（以下「新たな算定方法」という。）を、利用者がこれらの

規定による給水料の額の算定方法に代えて選択し得るものとして、定めることができる。この場合において、新たな算定方法は、利用者が1年間に使用することが見込まれる水量を基礎として新たな算定方法により算定した給水料の総額が、当該水量を基礎としてこれらの規定による算定方法により算定した給水料の総額を超えることのないように定めなければならない。

- 5 運営権者は、特別の理由があると認めるときは、給水料を減額し、又は免除することができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月21日提出

大阪市長 松 井 一 郎

#### 説 明

民間資金等を活用した本市の工業用水道事業における工業用水道施設運営事業の実施に関する方針について必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参考)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（抄）

(実施方針に関する条例)

第18条 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、前条に規定する場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。

2 前項の条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。